全ての申請は

申請方法

申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、県津保健所(〒514-8567 桜橋三丁目446-34、☎223-5094)でも受け付けます。　※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限

不妊治療が終了した日から60日以内

※平成26年度内に治療が終了するものは、平成27年３月31日(火)までに申請してください。郵送の場合は、消印の日が申請日となり、３月31日(火)までの消印のものを平成26年度として受け付けます。提出できない場合は、不妊治療が終了した日から60日以内であれば申請できますが、翌年度の助成対象になります。

申請に必要なもの

- 特定不妊治療費助成事業申請書または不妊治療費助成申請書
- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書または不妊治療受診等証明書(不妊治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 男性不妊治療費助成事業受診等証明書(男性不妊治療を申請する場合)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるもので、発行後３カ月以内のもの)
- 夫および妻の控除額が記載された住民税所得・課税証明書(夫婦それぞれに所得がない場合でも提出が必要)
- 戸籍謄本(発行後３カ月以内のもの)　※初めて県の助成を申請する場合や住民票で夫婦関係が確認できない場合などに必要

平成26年度の申請は３月31日㈫まで

不育症治療費助成制度

詳しくはお問い合わせください
問い合わせ　保険医療助成課
☎229-3158　FAX229-5001

不育症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、検査費や治療費の一部を市が助成します。

助成内容

不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまでに受けた保険適用外の検査費や治療費を助成

助成金額

10万円を上限に、１年度に１回、通算して５回を限度に助成

対象者(次の全ての要件を満たす人)

- 法律上の夫婦
- 夫婦双方または一方が市内に居住していること
- 夫婦の前年(１～５月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります)

申請方法

申請に必要なものを、申請期限までに保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出　※郵送の場合は簡易書留郵便で提出

申請期限

不育症治療が終了した日から60日以内

※平成26年度内に治療が終了するものは、平成27年３月31日(火)までに申請してください。郵送の場合は、消印の日が申請日となり、３月31日(火)までの消印のものを平成26年度として受け付けます。提出できない場合は、不育症治療が終了した日から60日以内であれば申請できますが、翌年度の助成対象になります。

申請に必要なもの

- 不育症治療費助成申請書
- 不育症治療受診等証明書(不育症治療を受けた医療機関で証明を受けてください)
- 医療機関発行の領収書(原本)
- 世帯全員の住民票(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日の記載があるもので、発行後３カ月以内のもの)
- 夫および妻の控除額が記載された住民税所得・課税証明書(夫婦それぞれに所得がない場合でも提出が必要)
- 戸籍謄本(発行後３カ月以内のもの)　※住民票で夫婦関係が確認できない場合に必要